こども家庭庁国民保護計画新旧対照表（軽微な変更を除く。）

修正箇所	新	旧
第３章第３節１	第３節　避難住民等の救援に関する措置 １　救援に関する協力 内部部局は、避難住民等の救援に係る事項について都道府県知事から支援を求められたときは、物資の供給及びマンパワーの広域的支援に関し、他の都道府県等からの応援体制の確保等の支援を行うほか、利用契約等を弾力的に行うことなどを指導することを含め、被災都道府県・市町村等の支援、助言等を行うものとする。また、避難生活において配慮を必要とする者、特に乳幼児、医療的ケア児、障害児等のこども又は妊産婦に対する避難生活上の支援、福祉避難所の設置等の福祉サービスの提供が都道府県において確保されるよう、必要に応じ、又は都道府県知事からの支援の求めに基づき、関係業界団体の協力を得る等の必要な支援を行うものとする。加えて、これらに関連する情報が保護者等に届くよう周知を行うものとする。 ただし、内閣総理大臣が国民保護法第 88 条第２項の規定に基づき関係大臣を指揮したときは、大臣は関係省庁と連携を図り、所要の救援を行うものとする。	第３節　避難住民等の救援に関する措置 １　救援に関する協力 内部部局は、避難住民等の救援に係る事項について都道府県知事から支援を求められたときは、物資の供給及びマンパワーの広域的支援に関し、他の都道府県等からの応援体制の確保等の支援を行うほか、利用契約等を弾力的に行うことなどを指導することを含め、被災都道府県・市町村等の支援、助言等を行うものとする。 ただし、内閣総理大臣が国民保護法第 88 条第２項に規定に基づき関係大臣を指揮したときは、大臣は関係省庁と連携を図り、所要の救援を行うものとする。